6 弁 第 二 三 号

内閣衆質一〇八第二三号

昭和六十二年四月七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長原健三郎殿

衆議院議員寺前巖君提出霊感商法に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

_

衆 議 院 議 員 寺 前 巖 君 提 出 霊 一感商 法 に 関 す る 質問 に 対 す る答 弁 書

一について

11 わ ゆ る 霊 感 商法 (又は 開 運 商 法。 以下同じ。) \mathcal{O} 販売方法に関しては、 それ が違 法 行為 に

該当す る カゝ 否 カゝ は、 個 々 具 体 的 なケー ス に 即 L 7 判 断 することになるが 般 論 して 考 え れ

ば、 顧 客 を 欺 罔 して 錯 誤 に 陥 れ、 金 員 を 騙 取 し た 事 実 が あ れ ば、 刑 法 明 治 匹 + 年 法 律 第 兀 +

五. 号) \mathcal{O} 詐 欺 罪 に、 ま た 恐 喝 L 7 金 員 を 交 付 せ L 8 た 事 実 が あ れ ば 同 法 \mathcal{O} 恐 喝 罪 に 該 当 す ると

考え 5 れ 政 府 と L 7 は ر れ 5 0) ょ う な 違 法 行 為 12 対 L 7 は 厳 正 に 対 処 7 ま 1 り た 1

ま た、 玉 民 生 活 セ ン タ 等 12 お 1 7 本 商 法 に 係 る 消 費 者 か 5 \mathcal{O} 相 談 を受け 付 け て お り、 相談

者 に 対 す る 情 報 提 供等 12 ょ りこ れ . ら 解決に · 努 がめて ま ۲, り た \ \ \

二について

訪 間 販 売 トラブ ル 情 報 提 供 制 度 は、 通 商 産 業 省 \mathcal{O} 消 費 者 相 談 室 に 寄 せ 5 れ た 訪 問 販 売 に 係 る

消 費 者 1 ラ ブ ル 0) 事 例 を 所 要 \mathcal{O} 基 準 に 照 5 L 総 合 的 に 検 討 L これ 5 0 事 例 が 当 該 基 準 に 適 合

す る لح 判断 3 れ る場合 に、 事 実 関 係 \mathcal{O} 調 査 及 び 情 報 提 供 \mathcal{O} 対象となる企業に · 対 す Ś 厳重 な指導

等 所要の 手 続きの下、 そ 0) 企業に係る情報 を提供 いする もの で ある。

1 わ ゆ る 霊 感商 法に つい 7 ŧ, 同 様の手続きに従い、 適 切に対応することとし てい

る。

三について

政 府 は テレ Ľ 番 組 週 刊 誌 及 びパ ンフ レ ツ 1 等を通 じ、 ١ ر わ ゆ る 霊 感 商 法 \mathcal{O} 代 表 的 な 手

口 商 品 等 に 0 1 て \mathcal{O} 情 報 提 供 を実 施 してきたところであ るが、 今後とも 引き 続 き 消 費 者 に 対

す る 情 報 提 供 啓 発等 に 努 \emptyset て ま ****\ り た \ \ •

四について

訪 間 販売につい ては、 最近、 その消費者トラブルの内容が多様化、 かつ、 複雑化してきてい

ることから、昨年十二月三日、通商産業省産業政策局内に設けられた訪問販売等問題研究会に

あり、今後、その分析結果を踏まえた対応策について検討を行うこととしている。 おいて、これらのトラブルの実態を把握するとともに、 多様な観点から分析しているところで

右答弁する。